

## 公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名)

群馬労働局

- 1 開催日 令和5年7月20日 (木)
- 2 委員の氏名及び役職等
- |       |              |
|-------|--------------|
| 委員長   | 小暮 俊子 (弁護士)  |
| 委員長代理 | 坪井 明彦 (大学教授) |
| 抽出委員  | 鈴木 啓司 (税理士)  |
- 3 審査対象期間 令和5年1月1日 ~ 令和5年3月31日契約締結分

## 4 審査契約件数

## (1) 公共工事

## ① 競争入札によるもの

・ 審査対象件数	<u>1 件</u>
・ 審議件数	<u>1 件</u>
うち、低入札価格調査の対象となったもの	<u>0 件</u>

## ② 随意契約によるもの

・ 審査対象件数	<u>0 件</u>
・ 審議件数	<u>0 件</u>

## (2) 物品・役務等

## ① 競争入札によるもの

・ 審査対象件数	<u>2 件</u>
・ 審議件数	<u>2 件</u>
うち、契約金額が500万円以上の案件	<u>0 件</u>
うち、参加者が一者しかないもの	<u>1 件</u>
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	<u>0 件</u>

## ② 随意契約によるもの

・ 審査対象件数	<u>1 件</u>
・ 審議件数	<u>1 件</u>
うち、直近の随意契約見直し計画で一般競争入札等に移行することとされていたが、移行していないもの	<u>0 件</u>
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	<u>1 件</u>
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者（応募者）が一者しかないもの	<u>0 件</u>
うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの	<u>0 件</u>
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	<u>0 件</u>

## 5 審査案件の抽出方法

全数審査

## 6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況 (具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

--

第1回群馬労働局公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間

令和5年1月1日から令和5年3月31日契約締結分

部局名

群馬労働局

整理番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1	群馬労働局管内17施設に係る建築設備及び防火設備点検調査業務委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和5年1月20日	Samurai-architect 茨城県つくば市千現2-1-6 つくば研究支援センターA-30	—	一般競争	3,498,071	1,844,700	52.7%	3者	所見なし	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。
- ③ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

第1回群馬労働局公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

令和5年1月1日から令和5年3月31日契約締結分

部局名

群馬労働局

整理番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
1													

※ 備考欄には、以下の①から④に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ② 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ③ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ④ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

## 第1回群馬労働局公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	令和5年1月1日から令和5年3月31日契約締結分				部局名	群馬労働局				
整理番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
2	職業安定部職業対策課にて使用するキャビネット等の調達	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和5年1月25日	株式会社 細野事務器 群馬県前橋市元総社町二丁目8-10	8070001002923	一般競争	5,735,417	3,559,270	62.1%	3者	所見なし	所見なし
3	綴じ機ほか2点の購入・設置及び既存機器の廃棄	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和5年1月26日	株式会社 細野事務器 群馬県前橋市元総社町二丁目8-10	8070001002923	一般競争	3,275,164	3,035,340	92.7%	1者	所見なし	所見なし

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。
- ③ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

## 第1回群馬労働局公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕		審査対象期間	令和5年1月1日から令和5年3月31日契約締結分			部局名	群馬労働局						
整理番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	再就職の役員の数（人）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
4	総務雇用システム用複合機（ApeosC8180）及びモノクロプリンター（DocuPrint4400d）用トナーカートリッジ等の購入	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和5年2月22日	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社群馬支社 群馬県高崎市問屋町2-4-4	1011101015050	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 複合機およびプリンターについては保守契約に各種消耗品の提供が含まれていることが多いが、厚生労働本省が契約している保守契約に含まれていない消耗品があり、当該消耗品は卸売りされておらず、メーカーの関係会社である富士フイルムビジネスイノベーション株式会社から直接購入する必要があることから当該事業者と随意契約を締結するもの。	1,511,268	1,511,268	100.0%	0		所見なし	所見なし

- ① 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ② 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。
- ③ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ④ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

令和5年度 第1回群馬労働局公共調達監視委員会 議事概要

1 開催日時

令和5年7月20日 10時30分～11時30分

2 会場

前橋地方合同庁舎 7階会議室

3 出席者

委員長：小暮 俊子（弁護士）

委員長代理：坪井 明彦（大学教授）

抽出委員：鈴木 啓司（税理士）

事務局：総務部長、総務課長、総務課長補佐、会計第一係長、会計第三係長、会計第一係員、会計第三係員

4 審査内容

※以下、●を委員の質問・指摘、○を事務局の説明・回答とする。

【整理番号1】群馬労働局管内17施設に係る建築設備及び防火設備点検調査業務委託

●今回落札した業者は法人か。

○落札業者は、個人事業主であり、法人ではありません。

●予定価格に対して落札金額が低い理由は如何。

○企業努力によるものと思われます。

本件については、落札業者の代表自らが点検作業に従事し、人件費を抑制できることから、低価格での落札が可能となったと分析しています。

【整理番号2】職業安定部職業対策課で使用するキャビネット等の調達

●落札率が低いのは、予定価格が高いことが原因か。

○予定価格については、前回什器類を調達した際の平均値引率を基に算出しましたが、入札による競争が働き、想定を上回る値引きがあったものです。

搬入・設置費が予定価格と落札金額で概ね同額であることから、予定価格の積算に問題はないと思料します。

【整理番号3】綴じ機ほか2点の購入・設置及び既存機器の廃棄

●本件は1者応札であるか。

○はい、1者応札です。

●入札説明書は3者に交付しているが、結果として1者しか入札参加しなかったのは納期が短かったことが原因か。

○納期については可能な限り確保しています。

入札説明書を交付した業者へ辞退理由について確認したところ、納品先が桐生・館林・藤岡と県内各地に分かれており、納品にかかる人員確保が難しい旨回答を受けました。

【整理番号4】総務雇均システム用複合機（ApeosC8180）及びモノクロプリンター（DocuPrint4400d）用トナーカートリッジ等の購入

●本件は、導入時の別途契約があり、その際の単価で再度購入したものか。

○本件は、当局で使用するシステムの更新に伴い、厚生労働省本省より機器の供給を受けたものです。

該当機器のトナーについては、機器メーカーに確認したところ保守契約を締結している業者からのみ調達ができるとのことで、本件は、厚生労働省本省と落札業者との間で既に保守契約が結ばれていたため、該当業者よりトナーを調達したものです。

●他社からの調達は難しいのか。

○本件は、保守契約業者とトナー購入契約業者を分離することができません。

よって、既に保守契約を結んでいた業者より調達しました。

<審査結果講評>

●審査の結果、不適切な事案はありません。